

## 論文

# 台湾の古蹟指定にみる歴史認識に関する一考察

上水流 久彦

### はじめに

本稿では、旧宗主国である日本が現在の台湾社会でどのような記号となっているのかを台北市の古蹟指定を事例に明らかにし、それを通じて旧宗主国との対峙を前提とする植民地支配研究の再検討を行う。他地域の植民地主義に関する研究に比べて、台湾の植民地主義に関する研究は十分なものではない。その主な理由として3点が指摘できる。

まず、台湾の政治によるものである。周知のように台湾は1945年に中華民国に接收される。1949年、国共内戦に敗れた国民党は台北を臨時首都とし、蒋介石をはじめとする指導者は台湾に逃げ、中国本土では共産党によって中華人民共和国の成立が宣言された。その後、国民党は台湾の人々に中華民国の国民になるように求め、いわゆる中国語を国語として教え、台湾ではなく、中国の歴史や地理を学校教育で習わせた。戦後、40年近く台湾では独裁政治が行われ、戒厳令が出されるが、その中、台湾について学ぶことは国家の転覆を狙っていると判断される可能性があり、実際、取り締まりの対象となった。このような政治状況のもと台湾に関する研究は進まず、それが本格化するのには1990年代半ば以降である。

次に中国と台湾に関する研究者の姿勢によるものである。例えば、戦後進歩的とされる日本の研究者は、共産党に統治される中華人民共和国を研究することが中国研究として相応しいものと考えた。一方、国民党に統治された台湾は、非進歩的であり、保守的と捉えられた。戒厳令下、弾圧されていたにもかかわらず、台湾の人々は人権などの問題に理解を示すはずのいわゆる左派の研究者から「保守的な国民党の統治を受け入れた」と見なされた。中国ではなく、台湾の研究を行うことに対して、否定的な考えが知識人の間に広がり、台湾の研究者が日本では生まれにくい環境となった。

最後に人類学固有の問題である。共産党の支配のもと研究を行うことができなかった代替地として選ばれたのが、イギリスに統治されていた香港と、国民党統治下にあった台湾であった。台湾はあくまでも中国の替わりであり、台湾の文化ではなく、中国の文化を知るために研究された。そのため、漢族を対象とした多くの人類学者が台湾独自の経験、すなわち日本の植民地支配に目を向けることはなかった。

これらの理由から台湾に関する植民地主義的研究は十分に行われてこなかったが、台湾の本土化（中国全体ではなく台湾にアイデンティティを持ち、台湾に基盤をおいて政治、文化の制度を作り替えていく一連の運動や流れ）が1990年代に入って急速に進むなか、台湾史研究も盛んとなり、植民地主義的研究も大きく進み始めた。そのようにして盛んになっていた研究はすでに行われていた他地域の研究を参考とした。他地域の研究では植民地支配の影響や、支配／被支配 支配／抵抗・服従、または支配の装置の流用や巧みな利用が研究の焦点であった。それらの研究は現在までに及ぶ旧植民地への旧宗主国の責任を追及するものであり（春日編 2002、本橋 2005）、人々の生活にまで如何に植民地支配が入り込んでいたかを明らかにするものである（水野編 2004）。

これらの研究は旧植民地の社会問題を旧植民地の統治能力の不十分さにその理由を求め、自らの責任に目を向けない旧宗主国を批判する点で大きな意味があるものである。しかし、このような研究には二つの点で問題がある。ひとつは、旧植民地が植民地支配を今もなお受けているとする問題であり、もうひとつは旧宗主国が利用されている側面が見落とされている点である。

まず最初の点であるが、台湾や韓国出身の人類学者と日本の植民地支配を論じるなかで、植民地支配を受けたことを「今、なおどのように乗り越えればいいのか」が問題となった（例えば、林美容 2004）\*1。現在も植民地支配が実は旧植民地に影響していると述べることは、旧宗主国への糾弾と同時に、いまだに支配から抜け出していないという彼等の苦悩を深めるものとなっているのも事実である\*2。

もうひとつの点は、支配／被支配、抵抗や服従、流用にしろ、そこでは旧宗主国と旧植民地の関係が問題となっており、対旧宗主国の問題意識からし

か植民地主義が論じられていない点である。だが、植民地主義の問題を旧宗主国対旧植民地の二項対立的な枠組みのなかで論じるだけでは不十分である。例えば、台湾では「日本語」が台湾の人々の優越感や仲間意識を生み出す道具とされているが（上水流 2006）、このような台湾の「日本」は「旧宗主国対旧植民地」の枠組みのみで語られるものではない（五十嵐・三尾編 2006）。以下で扱うように台湾では日本統治期に立てられた建築物が現在、台湾で古蹟として認定されているが、その現象も台湾の人々の間で自他の認識を示す道具として使用されている。

古蹟は国家認識や人々の記憶において重要な装置のひとつである。周知のように歴史を語る時、そこに唯一絶対の客観的な歴史は存在しない。過去は現在の関係のなかである要素が取り上げられ、強調されると同時に別な何かは忘却される（石田 2000）。小松が指摘するように「物語としての歴史」（小松 1997）である。さらには、ある過去は支配的な歴史物語にそって再編され、そのなかに組み込まれていく<sup>\*3</sup>。

したがって、「物語としての歴史」は常に何を取捨選択するかを巡って、立場の異なる者の中で争われることとなる。国家は被統治者が国民になるよう国家の視点に基づいた歴史を物語る。国民国家と歴史が問題となる由縁である（小森・高橋 1998、成田 2001）。そこでは何を構成員全てが認めるべき記憶とするのが争われる。単に学校教育や研究者の説によつてのみ争われるのではなく、記念碑や国立墓地など、多数の様々な装置がそこには介入してくる（Bodnar 1992、阿部他編 1999）。このように考えてくると、古蹟もある過去を残す重要な装置であり、国家や自治体が何を皆の歴史として残したいかを示す象徴であることは間違いない。そこで、以下では台湾の国家認識を探る象徴として、さらには何を社会全体で記憶するかの争いを見ていく要素として、1980年代から四半世紀にわたる台湾の古蹟認定の問題を政治状況の変化を踏まえたうえで論じていく<sup>\*4</sup>。

## 1. 台湾の歴史～日本植民地支配から国民党支配へ

1980年代以降の日本統治期の建築物の古蹟認定の問題には<sup>\*5</sup>、台湾の戦後の歴史が深く関係している。そこでまず本節で台湾の戦後の歴史を概観する。

日本がポツダム宣言を受け入れた後、台湾は国民党によって接収される。台湾の人々は祖国復帰を喜び、新聞には中華民国の国旗を売りますなどの広告や、いわゆる中国語学習の広告が出された（台湾では多くの人々は日本語を除くと、閩南語や客家語、原住民の言葉など、それぞれの母語は話すが、中国語を話すことはできなかった）。だが、その喜びはすぐに失望へと変わった。

国民党が台湾に来て以降、台湾の物価は上がり、治安は悪化し、失業率は上昇し、汚職が横行した。さらに外省人（国民党とともに台湾に渡ってきた漢人及びその子孫）が政治的、経済的要職につき、本省人（日本統治期以前から台湾の居住している漢人及びその子孫）を排除した。高等教育を受けていた台湾の人々のなかには、中国本土から来た教育程度の低い人々が自分たちを統治することに不満を感じた。そのような中、1947年2月27日にヤミタバコを売り生活をしている本省人の中年女性を密売取締官が殴打し、その騒動のなかでひとりの本省人男性が殺傷される事件が発生した。翌日の2月28日に不満を感じていた本省人がそれを契機に外省人や国民党政府に対して抗議活動を行った。台北で始まった活動は、瞬く間に台湾全土に広がった。その後、国民党政府は本省人に対して歩み寄った提案をするが、中国本土から軍隊が来た後、その活動を鎮圧した。その鎮圧活動では、日本の植民地時代に高等教育を受けたエリート台湾人が多数逮捕され、処罰・処刑の対象になった。この事件における正確な死者はなお不明であり、数千人から十数万とされている。1992年に行政院（日本の内閣府に相当）が政府として公式にこの二・二八事件を認めるが、その時の発表によれば18,000人から28,000人と死者の数はされている。この事件を契機に本省人と外省人との感情的対立（差別意識と嫌悪）は根強いものになっていく。

蒋介石が国共内戦で敗れ、台湾に来る1949年の5月からは台湾では台湾省主席兼台湾省警備総司令の陳誠によって戒嚴令がひかれ、正当な手続きを経ない裁判で人々を裁くことができるようになった。夜中に警察が来て容疑者を連れていくこともあった。いわゆる白色テロであるが、その被害者は約20万人とも言われている。戒嚴令は1987年7月に解除されたが、取り締まる根拠となった懲治叛亂條例は1991年に、言論による反乱罪は1992年にな

ってようやく無くなった。

白色テロの本来の目的は、国民党政府に失望し、共産主義を学ぶ者への取締であったが、台湾の独立運動や台湾に関する学習、二・二八事件への言及も逮捕される一要因となった。日本語を敵性言語と見なしていた国民党政府の下、当時、外で日本語を話すことさえも怖かったと語る台湾の高齢者も多い。この間、密告も盛んであり、警備司令部を中心とする政治警察も至る所にいた。些細なことで、いつ、どのような理由で拘束され、どのようなことになるかさえ分からなかったので恐怖を覚えたと当時の様子を語る経験者は多い。

また、戦後、国民党は台湾の中国化を進めた。台湾は国民党から見れば、一時的に住むだけの仮寓であり、「反攻大陸（大陸とは中国共産党が治める中国本土を指す台湾での呼称）」をし、中国全土を治めることが党是であった。したがって、中国本土を中心とした教育、政治などを行った。

例えば、言語では新たに中国語を国語と定め、学校では閩南語や客家語など母語の使用を禁じた。また教育では台湾ではなく、中国本土を中心とした地理や歴史の教育を行った。国民党は中華民国の領土は中国本土を含むものであり、首都は南京としてきた。政治面では、本省人エリートは日本人による教育を受けており信用できないということから、特に中央政治では外省人の登用を重視した。また立法委員（国会議員に相当）も国共内戦の折りに中国本土で選ばれた者（中国本土の選挙区の代表）がそのまま 1992 年の全面改選まで国会議員であった。

これらの出来事（二・二八事件などを含む）は台湾の人々に憎むべき対象としての国民党という感情を生み出した。また、省籍問題ともいわれる本省人と外省人との亀裂を生んだ<sup>6</sup>。

このような状況が変化していくのが、1980 年代以降民主化が始まってからである。その契機が大統領<sup>7</sup> 蔣経国による民進党結成の容認であり、さらには蔣経国死亡による副大統領李登輝の大統領昇任（1987 年）である。台湾の主体性を主張し、民主化を進める民進党はそれまで「党外」と称され、その活動は非合法的なものであった。また李登輝は中華民国の歴史の中で初めての本省人の大統領であった。

台湾の本土化とは、既述したように中国全体ではなく台湾にアイデンティ

ティを持ち、台湾に基盤をおいて政治、文化の制度を作り替えていく一連の運動や流れである。李登輝は本省人を中央官庁にも登用し、かつ立法院の全面改選を行った。これにより多くの本省人が政官の世界で活躍するようになり、少数の外省人が多数の本省人を統治するという矛盾が解決されるようになった。

教育においても、中国を中心とした内容が見直され、台湾に重点をおいた教育（例えば、『認識台湾』という台湾を知るための教科書の作成と授業の実施、郷土教育の推進など）が進められ、公務員の試験では中国ではなく台湾を中心とする問題が出されるようになった。文化面では台湾文化の見直しと称揚、継承が図られるようになった。国家認識や自己認識の点においても、中国人ではなく台湾人である認識が強く持たれるようになった。それは言語教育にも影響し、若年層が母語である閩南語や客家語、原住民の諸語を話せないことから、それらの教育の強化が近年では進んでいる<sup>\*8</sup>。

政治面では 1996 年に大統領の直接選挙が行われ、台湾の本土化を進める李登輝が大統領に選ばれた。その 4 年後の 2000 年には台湾独立を主張する民進党の候補者である陳水扁が大統領に選ばれ、2004 年の選挙でも再選される。本省人の国民党や外省人への反感から生まれた、本省人自らの手による台湾統治の願いはこのようにして叶えられた。

本稿が扱う古蹟指定はまさに台湾が激動していく 1980 年代から開始された。次節以降では、台北市を事例に台湾の古蹟指定の歴史や人々の反応を見ていくが、本稿が台湾のなかでも台北の古蹟指定を取り上げる理由は、台北が首都として<sup>\*9</sup>台湾全体に影響を及ぼす都市であり、本土化推進と反対が拮抗する場だからである<sup>\*10</sup>。台北市は台湾をどのように考えるのか、台湾なのかそれとも中国なのか、そのような問題が政治レベルで常に争われる場であった。その点は、台北市長選挙と大統領選挙から象徴的に見てとることができる。

まず、初めての台北市長の直接選挙で、民進党の陳水扁が 1994 年に当選する。彼は本土化推進派である。その翌々年に行われた初の大統領選挙では既述したように国民党の李登輝が選ばれる。彼も本土化推進派である。この時期は国政レベルでも市政レベルでも急速に本土化が推進される時期と言え

る。

ところがその流れが 1998 年に変わる。第二回目の台北市長直接選挙である。この選挙では国民党の馬英九が現職の陳水扁を破って当選する。李登輝も馬英九も国民党であるが、その支持基盤は異なる。李登輝は本省人のグループを支持基盤としている。それに対して、馬英九は香港出身の外省人で、支持基盤は外省人である。外省人は台湾独立よりも中国との協調もしくは統一を望む者が多く、台湾の本土化に対して否定的な考えを持っている者も少なくない。馬英九自身もその言動から本土化を止めることは不可能だと思っているようだが、しかしながら積極的に推進はしていない。日本の統治についても李登輝とは異なって、かなり否定的な考えを有している。そのような彼が 1998 年に台北市長となった。

2000 年、台北市長選で敗れた陳水扁は大統領選挙に立候補し、外省人で国民党主席の連戦（大統領候補）と国民党を除名された外省人の宋楚瑜（副大統領候補）のペアを破り<sup>\*11</sup>、初めて民進党政権を誕生させた。そして、陳水扁は国政レベルで本土化を推進していくこととなる。だが、2002 年の台北市長選挙では民進党の候補者は敗れ、馬英九が再選される（任期は 2006 年 12 月まで）。その 2 年後の大統領選挙では、かなりの接戦であったが、大統領候補者連戦と副大統領候補者宋楚瑜のコンビを破り、陳水扁が再選される。

中国化された台湾において、1990 年代に入って本土化が進むが、その中、台北はここまで見てきたように、推進派と反推進派が対抗する場となった。後述するように古蹟指定は、1997 年より中央政府だけでなく自治体レベルでも可能となるが、台北市に関しては、その鍵を台北市長である馬英九が握ることとなる。ちなみに台北市では現在、日本統治期の建築物の 90 余りが古蹟として認定されている。

## 2. 台北の古蹟指定制度

台湾の古蹟指定制度の歴史だが、表 1 に法律の変遷をまとめた<sup>\*12</sup>。台湾において古蹟指定制度ができるのは 1982 年で、「文化資産保存法」がこの年に頒布され、実施される。この年から台湾の古蹟指定は開始される。途中、

古蹟の奨励や補償などに関する変更がなされるが、1982年に次ぐ転換は1997年の文化資産保存法修正2である。

表1 古蹟指定制度の変遷

1982	文化資産保存法頒布実施
1996	文化資産保存法修正1 奨励と補償方法
1997	文化資産保存法修正2
1997	台北市古蹟管理維護要点頒布実施
1998	古蹟土地容積移転辦法頒布実施
1999	台北市文化局成立
2000	文化資産保存法修正3
2002	文化資産保存法修正4
2002	台北市市定古蹟指定 歴史建築登録作業要点頒布実施
2002	台北市古蹟 歴史建築審査委員会設置要点頒布実施
2004	台北市暫定古蹟及暫定歴史建築管理規則頒布実施

(台北市政府文化局 2004に基づいて筆者作成)

1982年～1997年5月までは「文化資産保存法」によって国家による「分級指定」がなされていた。つまり、古蹟を指定する権限は中央政府が握っており、ランク付けがされていた。1級、2級、3級とあり、1級の重要性がより高い。だが、その1997年5月からの「修正2」によって、「行政属地制」となり、「分級指定」消滅となった。ランク付けがなくなり、基本的に古蹟に認定すべき建築物のある自治体はその指定を行っていくようになる。1997年5月以降、中央政府も古蹟指定をするが、その主体は地方自治体へと変化していく。その後、文化資産保存法は管理や罰則規定などについて修正が加えられていくが、指定制度を根本から変える修正は行われていない。



古蹟指定は所有者が自ら申請する場合、自治体が申請を所有者に要求する場合の二つがある。古蹟指定を最終的に決定する部局は台北市では現在、台北市文化局である。審査は専門家からなる委員会によって行われる。委員長は文化局長であり、副委員長は文化局副局長である。委員は15名から19名で、そのなかの3名は台北市の民政局、都市發展局、工務局から選ばれる。他は古蹟や歴史建築修繕、建築史・建築理論、歴史研究、考古研究、博物館運営、民俗研究、都市計画、文化産業、都市設計、歴史景観、都市の自然環境、人文環境、法律等々の専門家から選ばれる。

審査される内容であるが、指定の基準は九つある。①歴史、文化、芸術、科学、紀年、あるいは学術的価値があること、②一定の年代を経ていること、③重要な歴史事件や人物と関係していること、④各時代の特色や技術や系統、また地方の特色を有していること、⑤希少性、⑥保存の状況、⑦規模の大小、⑧付近の環境、⑨その他関係する事項である（台北市政府文化局 2004）。

具体的には「台北市政府文化局 2004」に記してある個々の古蹟指定の理由を見る限り、理由は大きく3つに分類することができる。1点目は、建築上の重要性である。ある建築形式の特徴を兼ね備えているか、希少性はあるか、保存状況はどうであるか等が専門家の視点から議論される。2点目は歴史的重要性である。「見証（見ることができる証）」としての価値が問われる。その場合の歴史的価値は多様である。例えば、「台湾の女子近代教育史において」、「台湾の司法史において」、「台湾における博物館の発展史において」、「台湾の通信の歴史において」、「台北盆地の開拓史において」等々である。このようにその価値は多種多様な設定が可能であり、どの視点から考えるかによってその意味づけは大きく変わる。3点目は政治的重要性である。台湾社会の歴史において大きな意味を持った事件、例えば、二・二八事件などと関係した建築物が、60年ほどしか経っていないが、古蹟として指定されることがある。台北では戦後の建築物であるモスクが古蹟指定されている。

ちなみに2006年8月現在、台北市には国家指定と市指定の古蹟があわせて119棟が存在する。最初に指定されたもの（台湾においても最初の指定となる）は、1983年指定の台北市にある台北府城門で、清朝時代の建築物であ

る。

### 3. 台北の古蹟指定の特徴

まず、指定時期について見てみよう。古蹟指定の時期を年代別に区切ったものが表2である。まず、日本統治期以前の建築物は19棟で、統治期のものは94棟である。統治期以後の建築物は、6棟である。このように台北市の古蹟のうち、8割近くが日本統治期のものである。

表2 年代別古蹟指定一覧

	日本統治期以前					日本統治期					日本統治期以後					総計
	一級	二級	三級	市定	国定	一級	二級	三級	市定	国定	一級	二級	三級	市定	国定	
1983	1															1
1985		1	8				2	5					1			17
1988	1															1
1989			1													1
1991								2								2
1992								4								4
1993		1						2								3
1997								4	4							8
1998				1					35	7						43
1999				3					5					1		9
2000									6					1		7
2002									2	1						3
2003									7							7
2004				1					6					1		8
2005				1					1					2		4
2006									1							1
計	2	2	9	6	0	0	2	17	67	8	0	0	1	5	0	119

台北市政府文化局 2004に基づき筆者作成

指定時期であるが、日本統治期以前の古蹟は1995年以前が13棟で、約7割を占める。台湾の本土化は1990年代半ば以降、急速に進むが、1995年はまさしく開始時期にあたる。それに対して、日本統治期の古蹟の場合、1995年以降の指定が79あり、その約8割を占める。

しかし、日本統治期の古蹟指定が1995年以降である比率は実はそれ以上に高い。その時期以前に日本統治期の建築物15棟が指定されており、日本統治期の建築物が本土化以前に指定されているように見える。だが、その建築物は、修理された時期が日本統治期であるため、日本統治期の建築物と見なされているだけであり、それらが建築されたのは清朝時代である。その数

を母数からのぞくと、日本統治期の建築物が古蹟になるのは、9割以上が1995年以降である。ここからは、本土化が急速に進む状況と関連して、日本統治期の建築物が古蹟指定になっている特徴がうかがえる。

本土化に否定的な考えを持つ外省人を研究した高格孚によれば、外省人も本土化が台湾で進むことに対しては、多くのものが逆らえないものとして認識しているという（高格孚 2004）。その意味では、本土化はすでに逆らえない時代の潮流となっている。馬英九が台北市長になっても日本統治期の古蹟指定が続いていることは、そのことを端的に示している。

ここで日本統治期の建築物の古蹟について特徴的なものをいくつか紹介する。写真1は、台北市西部にある「红楼」と呼ばれる建築物である。建築年は1908年で、公共市場であった。1990年代後半から整備が始まり、1997年に古蹟に指定されている。現在は市民が憩う場所になっている。これは当時の鋼と木と煉瓦を使った建築方法で、木の梁がとても大きく外部には煉瓦を用いて、地震に対する防御がなされており、台北の近代建築のなかではこの工法が非常に少ないことから古蹟に指定されている（台北市政府文化局2004、以下指定理由は同書による）。このほか、指定理由として、台湾で最も早い公共市場である意義が指摘され、その八角形の形も重要な特徴として指摘されている。



写真 1

写真 2 は日本統治期の庄役場である。建築年は 1930 年で、現在もその地域の集会場として使用されている。古蹟指定されたのは 1999 年である。その指定理由は、1. 日本統治期の庄役場の建築として歴史的意義があること、2. 内湖区の歴史発展の「見証」で、早い段階からこの地域の人々の「共同記憶」となっていること、3. 1930 年代の建築物の風情を残していることである。

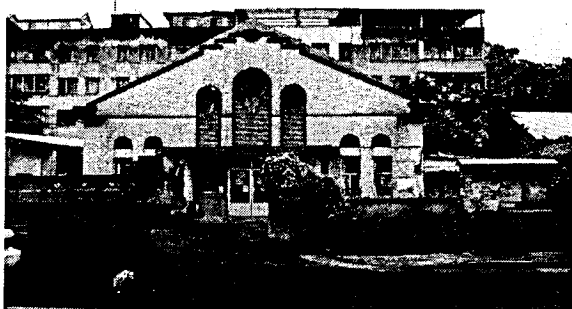


写真 2

次頁写真 3 は建築物自体ではないが、その地域が建築物について考えを示している資料である。現在、台湾において「社区营造」が行われている。社区とはコミュニティのことで、社区营造とは直訳すればコミュニティを生み出し、運営していくことである。「社区総体营造」という言葉もあり、「コミュニティ創出・運営」や「コミュニティ再生運動」とも訳される。以前の台湾では、居住する地域の祭典などを通じて人間関係が構築され、地域としてのまとまりがあったが、高度経済成長を経た後、人間関係が崩壊し、地域社会が機能しなくなった。その状況から脱却し、地域の特色を活用して地域を活性化し、地域社会の絆を再度生み出し、生活環境を確立するという目的のもと、「社区营造」が 1990 年代半ばから始まった。そして、「社区营造」の中心となっている重要な要素のひとつが古蹟である。



写真 3

写真 3 からは、日本統治期にあった料理屋「紀州庵」（1930 年建築）がその「社区营造」の要になっていることがわかる。この料理屋の故事が 2003 年にわかったこと、2004 年に古蹟指定して、将来をこの場所を知識人や文学者が集う場所にしたいことが写真には記されている。古蹟指定の理由は、1. 現在ではあまり見られない大正時代の宴会場や庭園の一部が残っていること、2. 「床の間」や「大広間」、「欄間」などが元の状態であり、歴史文化的価値があること、3. 都市発展における当時の風貌を伝えるものであること、である。

次頁写真 4 は、日本統治期の台湾銀行の宿舍である。建築年は 1935 年で、指定されたのは 1998 年である。古蹟指定の理由は、1. 規模が大きく、地形と融合した建築物であること、2. 完全な形で残っている木造建築物の大型日本式宿舍は現在少なく、内部の温泉浴室は特色があること、3. 洋風と和風が一緒になった建築物で時代的意義があること、の 3 点である。ただ、古蹟ではあるが、整備されてはいない。このような外から見ることはできても整備されていない、もしくは個人が使用しているために見学できない古蹟も少なくない。

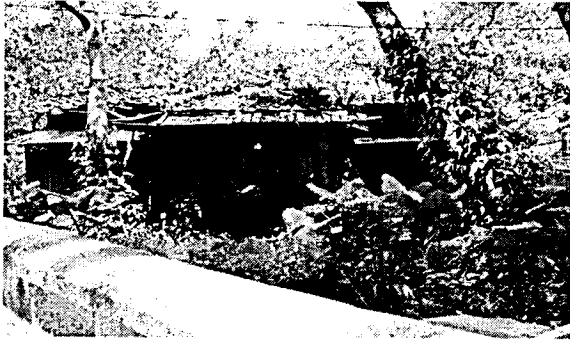


写真 4

最後の写真 5 は、日本統治期の元台北警察署である。建築年は 1933 年で<sup>13</sup>、指定されたのは 1998 年である。現在も警察署として使われており、気軽に見学できるような雰囲気ではない。国防部など、中央政府の省庁レベルの建築物も古蹟となっており、見学不可、または見学に事前の許可がいるところも多い。



写真 5

この建築物の指定理由は、1. 日本統治期台北市にあった最も主要な警察署のうちのひとつであり（南警察署はすでに取り壊された）、学術的に研究

する価値があること、2. 何度も補修されているものの、日本統治期の警察建築の風貌と構造を有し、構置所や水牢などを残していること、3. 南側の石造りの壁は台北府城を壊した後が残っており、歴史的に研究する価値があること、である。だが、案内標識では違う理由が記されている。日本統治期に議会設置運動を行った台湾の蒋渭水らの運動家が投獄された場所として、その反日性が称揚されている。

古蹟指定される日本統治期の建築物は写真、1, 2, 5のように西洋建築物が多い<sup>14</sup>。その代表が総統府（日本統治期の総督府）である。統治期以前の建築物では寺廟が古蹟として多く指定されるが、それとは対照的に日本統治期の建築物の場合、役場等として利用された西洋建築物が多い。この他には、写真4のような日本家屋だが、その比率は西洋建築物に比べると低い。

日本統治期の建築物の指定理由はここまで見てきたように様々であり、「見証」としての意義も、内湖という台北市の一行政地区の発展史の上であったり、台湾の「公共市場」の歴史上であったり、多種多様である。このような複雑さは、台湾が中華民国から脱却し、国家のかたちに対する考えが百家争鳴のとなる中で生まれてきたものと言ってよい。

その点を古蹟に関する二つの資料から考えてみたい。ひとつは、1980年出版の林衡道總編審（總編集）『台湾古蹟全集』で（以下、『古蹟全集』）、もうひとつはここまで引用してきた台北市政府文化局『「審査古蹟－文化資産保存三十年論壇」會議手冊』（以下、『會議手冊』）である。前者の編者は歴史や民俗に関する台湾を代表する研究者であり、後者はまさしく古蹟指定の当時者によるもので、当時の古蹟に対する認識を代表するものである。

『古蹟全集』が掲載している古蹟（古蹟指定の法律が整備されていないため、ここでの「古蹟」とは単にそう考えるというものである）は、台北市について見れば、清朝時代の寺廟などの建築物であり、現在古蹟として指定されている西洋建築物は全くない。そこで示される古蹟への認識であるが、編者はビルのなかで暮らす現代人が自己の根を探すことを望んでおり、古蹟は自分の足跡をたどるものであると述べる。そして、その古蹟とは中国の建築物であるという（林衡道總編審 1980：8-11）。

一方、『會議手冊』はその名前からわかるように台北市政府文化局が、文

化資産保存の歴史から古蹟を指定することについて開催したシンポジウムのための資料である。その本では、後述するように古蹟に対する考え方がいくつも示され、「集体記憶（集会的記憶、collective memory）」を生み出す装置として古蹟が認識され、そこには多様な価値観が反映され、以前のように単一ではないと述べられる（台北市政府文化局 2004）。つまり、何を皆で記憶すべきか、歴史認識をめぐる争いの場として古蹟が認識されている。

台北市においても 1995 年以前は清朝の建築物が、それ以後は様々な立場から歴史的価値があるとされた建築物が古蹟指定されていた。二つの資料はまさしくその違いを示すものとなっている。

実際の人々の古蹟に対する認識は次のようなものである。まず政治家や研究者などの指導者層の認識の構図である。外省人と本省人とを対立、対比しながら台湾社会を理解することは複雑な台湾の政治的、文化的問題を単純化させてしまうために極力避けるべきことであるが、日本統治期の古蹟指定に反対するグループは外省人を中心としているのも事実である。

馬英九のもと、歴代の台北市の文化局長は外省人である。2005 年当時の文化局長は、新聞において「百年しか歴史がない台北で古蹟が百もあるのは多い<sup>\*15</sup>」と発言し、現状のように古蹟を多く指定することへ疑問を表明している。また、2005 年の「審古査蹟－文化資産保存三十年論壇」に参加した漢寶徳宗教博物館館長は、「以前の古蹟指定の基準は高かったが、現在、徐々に低くなっている」と述べている。台北市の古蹟指定の現状を考えると、この発言は、日本統治期の建築物が古蹟指定されることへの批判と捉えられる。

「日本」を否定することは、有識者の発言だけでなく、台北市の実際の運営においても存在する。例えば、案内標識である。指定された古蹟には、次頁写真 6 のような案内標識が設けられる。筆者は多くの日本統治期の古蹟を実見したが<sup>\*16</sup>、それらの多数において日本統治期の建築物であることは記されていないかった。建築年も中華民国の国歴で記されており<sup>\*17</sup>、その文章を見る限り、日本統治期の建築物とはわからないものとなっている。時に「日本」の文字を見ることができのだが、その場合は、写真 5 で紹介したように反日活動と関連する場合である。またある人物は、台北市に古蹟指定の申請を出したが、「百年経っていないので、申請できない」と、他に築数十年の建



建築物が既に古蹟指定されているにも拘わらず、担当者に言われた。

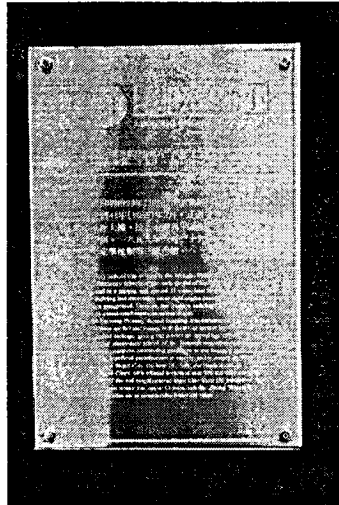


写真 6

ちなみに 2006 年末まで台北市長であった馬英九は、当時中国国民党の主席であった。彼が現在進めているのが、議会設置運動を行った蔣渭水や日本統治期台湾先住民による最大かつ最後の抗日蜂起事件である霧社事件の主導者モーナ・ルダオらの称揚である。彼らを烈士と褒め称え、日本統治の負の側面に目を向けるようにしている。国民党は長期にわたって日本語を敵性言語とし、中国本土での残虐的な行為を学校教育など様々な場で語ってきたが、抗日烈士の称揚はその思想と同じである。場所は中国本土と台湾と異なるものの、日本と戦ったことをもって、国民党の歴史と台湾の歴史とを結びつけ、共通の基盤とするものである。これは日本統治期の建築物を古蹟として肯定的に捉えることとは対立するものである。さらに言えば、国民党党员や外省人の中には、現在台湾で進行している台湾の本土化を好ましく思っていない者も少なくない。このように彼らが有している視点は、台湾ではなく中国の

ものである。

一方、指定推進派は本省人を中心としたグループである。都市計画や歴史、文化などを専門とする知識人が多い。そこでは建築的価値や歴史的価値の主張がなされる。古蹟問題を研究し、かつ居住地域の建築物に関わる認定で当事者となっているある人物は、先の文化局長の発言に強く反発をする。「百年しか歴史がないのに古蹟が百もあるのは多い」というのは全く合理的ではないと語る。良いものがあれば、指定するべきであり、時間の長短は問題にはならないと述べる。

ここで強調しておかなければならないことは、日本統治期の建築物の保存を推進する人々は日本のものだから良いとするわけではない点である。当事者であるその人物は、木に囲まれた静かな自らの居住環境を保つために、台北市にはそのような場所が少なくなっていることから、さらには日本統治期の日本人知識人が居住していた歴史的価値のある場所として、保存することを望んでいる。古蹟を指定する基準の関する記述の部分で、「台湾の女子近代教育史において」、「台湾の司法史において」、「台湾における博物館の発展史において」、「台湾の通信の歴史において」、「台北盆地の開拓史において」等の具体的な理由を紹介したが、いずれの場合も日本との関係において承認されているのではない。また中国という視点でもない。あくまでも台湾という視点から見て価値のあるものである。そこでは中国でもなく、日本でもない台湾という主体性が鍵となる。つまり、彼らの立場の根本には、国家認識として台湾の主体性があり、台湾の本土化を支持する考えがある。

台湾独立を進めている李登輝は台湾が日本統治を受けたことで、中国にはない「公」の概念を持つようになったと述べ、それ故に中国とは異なるのだと述べる。また、現在の大統領を出している民進党は 2005 年に出した「対日関係テーゼ」のなかで、日本に統治された台湾は単なる「中国の一部」ではないと述べている（朝日新聞 2006 年 10 月 24 日付け）。これらは、日本の植民地支配が中国とは異なるという台湾の独自性を担保していることを示している<sup>\*18</sup>。

ただし、上記のような古蹟認定にみる対立は現時点では指導者層の間での話である。一般層の場合、現段階では無関心であると言ってよい<sup>\*19</sup>。確かに日本統治期の古蹟の周囲に居住する者は、当該建築物が古蹟であると知って

いる場合が多い。だが、古蹟指定の理由を聞いてみると、「很久（とても古  
いから）」と述べるのが大半であり、時には「案内標識に書いてあると思  
うよ」という受け答えさえある。審査委員会で議論されるような建築的、歴  
史的、文化的価値に言及する者は筆者の調査では皆無である。

古蹟指定に関する感想においては、否定的見解も多い。例えば、「何もい  
いことはない」、「直接利益は生まない」、「面倒だ」、「簡単に修理がで  
きない」、「壊してビルが建てられない」等々である。政府にいろいろと言  
われたり、規制があったりして、面倒だと言う。その歴史的意義や建築的意  
義を感じる発言は皆無であった。ここにも指導者層と一般層との古蹟指定に  
関する乖離を見ることができよう。

日本統治期の建築物を古蹟指定することについても本省人の反応は明確な  
ものではない。例えば、「古いからね」であり、「何も特別な感慨はない」  
と答えることが大半である。時に「どれが日本時代のものなの？」と聞かれ  
ることもあった。一方で、外省人の反応は、やや異なる。例えば、写真2で  
紹介した古蹟の場合、その横の部屋でカラオケをしている外省人の人々が  
いたが、筆者が話を聞いた男性は、「これが古蹟に見えるか。古蹟とは数百年  
も歴史があるもので、こんなまだ百年も経っていない建物が古蹟というの  
はおかしい」と述べた。また別の場所でインタビューを行ったある女性は<sup>20</sup>、  
筆者の「日本統治期の建築物が古蹟指定されることについてどう思いますか」  
という問いに、「無所謂！（別に関係ない）」と、言下に述べた。ここには  
反応が乏しい本省人とその問題に敏感な外省人という構図を見ることができ  
る。

## おわりに

本稿では、日本統治期の建築物の古蹟指定を事例に、現在の台湾において  
植民地支配の遺産がどのような存在となっているかを見てきた。その点につ  
いて2点指摘できる。

ひとつは本土化反対グループと推進グループ闘争の場になっている「日本」  
である。反対グループは、植民地支配をあくまでも抵抗すべき過去として捉  
えており、当時の建築物もそのなかにある。「日本」は否定されるべき過去

でしかない。他方、推進グループにおいては、植民地支配を中国本土とは異なる台湾独自の経験と捉え、台湾の歴史と独自性を構成する重要な要素として「日本」を見なしており、当時の建築物はその「見証」であった。

もうひとつは、指導者層と一般層との関心のズレであった。この点は台湾の日本認識を考える上で、その重層性を理解する上で重要な点である。指導者層の日本に対する争いに比べると、一般層の人々の認識はとても淡泊なものであった。台湾という社会を「反日」と「親日」という枠組みで捉えることは、その理解としても不十分であることはここからもわかってる。

さらに言えば、上記二点は台湾において「日本」が重要な存在であるか、その点についても疑問を持たせるものである。日本がそもそもあって台湾や中国が語られているのではない。そうではなく、台湾の対中国との争いのなかで「日本」が利用されている。台湾に関する日本での記述は日本の重要性が当然視されているが、別稿でも指摘したように日本側の研究者やライターが台湾の日本を過大に捉えている可能性は否定できない（上水流 2006）。植民地支配という過去が指導者層にしる、一般層にしる台湾の人々の自己認識や国家認識の構築を考える上で重い意味を持っているのかを改めて問う必要がある\*21。

具体的には、その問いかけは本稿の問題で考えると以下のように考えることができよう。日本の植民地支配が台湾に内部分裂を生み出す影響を与えていると見なすか、それとも台湾の人々の台湾認識をめぐる争いのなかで「日本」の評価が異なっていると見なすか、である。これまでの研究では、前者の視点からのものが多かった。したがって、植民地主義の研究は「旧宗主国対旧植民地」という枠組みで考えられてきた。だが、古蹟指定の事例に基づけば、むしろ、台湾において「日本」はそれほど大きくなく、かつ、国家認識における中国との対抗のなかで、浮き彫りにされるものであった。

したがって、台湾において日本という旧宗主国を考察する場合、前者とは別に後者の視点も持つ必要が少なくともあろう。それにも関わらず、常に旧植民地の問題を旧宗主国と対置させながら論じることは、旧植民地をいまだに植民地支配から脱することができないものとして語る行為であり、そのような旧植民地像を固定化することに荷担する行為である。

## 謝辞

本報告に関する研究は科学研究費補助金「台湾における植民地主義に関する歴史人類学的研究—「日本認識」をめぐって—」（研究課題番号 17251011 研究代表者 植野弘子）、「現代台湾における植民地統治遺産「日本語」の影響に関する緊張調査研究」（研究課題番号 16720213 研究代表者 上水流久彦）を得て行った。ここに記して感謝申し上げる。また、本稿は 2006 年 6 月に東京大学で行われた日本文化人類学会第 40 回研究大会での発表「台湾における植民地主義 —台北市の古蹟指定をめぐって—」に基づくものである。発表及びその後、ご質問・ご助言頂いた方に感謝申し上げる。

## 註

- 1 林美容の他、崔吉城は第 21 回 中四国人類学談話会（2004 年 5 月 於 県立広島女子大学）、シンポジウム「植民地主義をめぐって」において、植民地からの「完全なる解放」こそが植民地支配を過去の出来事とするものであり、それを植民地支配研究の目的のひとつとしている。
- 2 この問題については、上水流（2006）で詳しく論じた。
- 3 人々の記憶は他者によって利用されたり、忘却されたり、違う意図に改変されることがある。語られない記憶も多くあるが、そこに耳を傾けることさえ少ない（Naono 2002）。人類学者の記憶の再編集の問題は、台湾に関する自己の記述を事例に上水流（2004）で論じた。
- 4 台湾における国家認識は先住民と漢族で異なるが、本稿では筆者の能力から漢族に絞って議論を行う。
- 5 清朝時代の建築物や戦後の建築物の古蹟指定についても論じなければ、日本統治期の古蹟指定について十分に論じることはできない。だが、紙幅の問題からこれらについては別稿で論じることとしたい。
- 6 現在その問題は、実際に見たこともない中国本土ではなく台湾に愛着を感じる外省人の 2, 3 世が増えていることや、中国語を教える国語教育によって国語を基盤とする人間関係が構築されていることもあり、解消されつつあるという。だが、台湾の本土化において外省人が逆に台湾

社会から排斥され、選挙時に感情的対立が煽られることもあり、根本的解決には至っていない。

- 7 総統の訳語である。総統が漢字であるため日本ではそのまま用いられているが、民主化された現在、総統の語をそのまま用いることは不適切である。大統領という用語を使うことは、台湾の独立を承認するものと批判する考えもあろう。だが、台湾が中国本土とは別の政治体制を持っていることは事実である。
- 8 このような本土化は台湾ナショナリズムを生み出し、幾つかの軋轢を産んでいるのも事実である。国際的には中華民国の放棄は「ひとつの中国」という共産党、国民党がともに拠っていた基本的な国家概念を壊すものであり、中華人民共和国から強い反発を招いている。また国内的には、急激な台湾の本土化を支持する者としらない者との対立を生み出し、選挙の度に重大な問題となっている。また、本土化が台湾の大多数である閩南人を中心としたものであるとして、外省人や客家、原住民の反発を招いている。閩南人のなかにも経済界を中心に、急速な本土化は中華人民共和国との関係悪化を招き、台湾経済にも大きく影響することから過度の本土化に警鐘を鳴らす者もいる。
- 9 厳密には臨時首都である。中華民国の正式な首都は中国本土も領土であるという考えから南京であった。
- 10 台北市の事例から台湾全体へ一般化することはさらなる検証が必要である。ただ、台北と台湾中南部の違いを述べておくと、中南部では本土化の傾向がより強く、人々の意識も強い。このことが日本統治期の建築物の古蹟指定にいかなる意味を持つかは、今後の検討課題としたい。
- 11 台湾の大統領選挙では、大統領候補者と副大統領候補者がペアとなって争う。
- 12 日本文化人類学会第 40 回大会では、本稿が扱っているテーマに対して、その制度がどこの国家をモデルとしているかの質問を受けた。その後、調査を続けているが、現時点では明確ではない。それは台湾の古蹟指定を考える上で重要な点であり、今後明らかにしていきたい。

- 1 3 日本の国暦で考えると昭和の建築物が指定されることは、日本社会で考えると違和感を覚えるのも事実である。だが、逆にそこに現在の時間とはつながっていない過去の時間として日本統治期を捉えている台湾の認識を見ることが可能ではないだろうか。つまり、日本では戦後、戦前とは言っても、昭和、平成として現在まで時間は連続しているのであり、その感覚は台湾社会の大多数を占める戦後生まれの人々の間では共有されるものではあるまい。
- 1 4 日本統治期の建築物では西洋建築物が多く指定されているが、そこに「日本」ではなく、「近代化」の「見証」として古蹟指定している台湾側の意識を見ることが可能である。この他、西洋建築物が古蹟指定される理由は、木造建築物と比べて保存状態が良いこと、多くの人々に拘わる公的な建築物であったことが挙げられる。
- 1 5 中央研究院民族学研究所黄智慧氏よりご教示いただいた。
- 1 6 鍵がかかっていたり、地図が不明確であったり、犬がいたり、工事中であったり、中央政府の建物であったりしたために内部を見学できなかったものもある。
- 1 7 『会議手冊』では、国暦で記されている。国暦で記すこと自体は、自国の立場を第一義的に考える国民国家主義の視点から見れば論理的に矛盾はない。案内に「日本」が明記されていないのも、その視点から見れば理解可能であり、植民地支配を肯定するようなかたちでの表記は困難であろう。
- また案内板に「日本」を入れないことは日本植民地時代の建築物の古蹟指定反対派だけでなく、台湾の日本経験に基づかない台湾の独自性の確保（南島文化との結びつき、遺伝子学的に中国本土の漢人よりも台湾の先住民に近いとされること）の立場からも求められることではないかという見方もある。だが、現時点ではそれを判断する材料を筆者は持ち得ていない。
- 1 8 日本植民地時代の建築物の古蹟指定推進派の要因を「日本」による独自性の確保にのみ求めることは当然ながらできない。あくまでもそのひ

とつに過ぎない。

また李登輝と陳水扁の持つ「日本」の概念が異なることはその日本経験の差から容易に想像される。あえて言えば、推進派、反対派の日本イメージは異なるものであろう。ここで注目したいことは、概念に違いがあるものの、「日本」という存在を使って李登輝や陳水扁、そして推進派が台湾の独自性を確保する手段として共通する「日本」の利用である。

- 19 ただし、台湾の歴史に関心を持つ老人の自主サークルで古蹟指定の話をする機会を得た。そこでは、日本統治期の建築物を保存する自らを、総督府を壊した韓国と対比しながら、寛容である自己イメージを語っていた。韓国像と対比しながら自己を語ることは台湾像の形成では重要な問題であり、改めて論じたい。ちなみに台北市文化局主催のシンポジウムでも、韓国における日本統治期の建築物の取り壊しについて論じられている。なお、古蹟指定を題材に論じたものではないが、日本語についてはこの視点から上水流が論じたものがある(2006)。
- 20 この女性は最後に、「私は日本人が嫌いだが、あなたのことは好きだ」と述べた。インタビューの時も日本について否定的な話をしていた。
- 21 民進党が日本植民地時代の評価見直しの提言を2006年春に提案したが、社会的には大きなインパクトを持たなかった。そのことは、指導者層と違って、植民地支配の評価が一般層ではあまり関心がないことを意味していよう。

## 参考文献

阿部安成他4名編

1999 『記憶のかたち コメモレイションの文化史』 柏書房

Bodnar, J.E.

1992 *Remarking America: public memory, commemoration, and patriotism in the twentieth century*, Princeton University Press, Princeton, New Jersey, USA.



五十嵐真子・三尾裕子編

2006 『戦後台湾における〈日本〉 植民地経験の連続・変貌・利用』 風  
響社

石田 雄

2000 『記憶と忘却の政治学 同化政策・戦争責任・集合的記憶』 明石  
書店

上水流久彦

2004 「如何描繪台灣的歷史—關於民族誌的叙述」、『臺灣文献』55・3  
(台湾：臺灣文獻委員會)

2006 「自画像形成の道具としての『日本語』—台湾社会の『日本』を如何に考えるか」五十嵐真子・三尾裕子編『戦後台湾における〈日本〉  
植民地経験の連続・変貌・利用』 風響社

春日直樹編

2002 「序章」 春日直樹編『オセアニア・ポストコロニアル』 国際書院

小松和彦

1997 「物語る行為をめぐって—「歴史」から「神話」へ—」 青木保他  
編『神話とメディア』 岩波書店

小森陽一・高橋哲哉編

1998 『ナショナル・ヒストリーを超えて』 東京大学出版会

高格孚

2004 『風和日暖 台湾外省人與国家認同的轉變』 允晨 台北

林衡道總編審

1980 『台湾古蹟全集』

林美容

2004 「以植民者對植民地的風俗—佐倉孫三著《臺風日記》之探討」『台  
湾文献』55・3

水野直樹編

2004 『生活の中の植民主義』 人文書院

森山工

2004 「王国から植民地へーマダガスカル、首都アンタナリヴの変貌」 石井洋二郎・工藤庸子編『フランスとその〈外部〉』 東京大学出版会

本橋哲哉

2005 『ポストコロニアリズム』 岩波書店

Naono, K.

2002 *Embracing the Dead in the Bomb's Shadow : Journey Through the Hiroshima Memoryscape* (Dissertation University of California Santa Cruz).

成田龍一

2001 『〈歴史〉はいかに語られるか 1930年代「国民物語」批判』 日本放送出版協会

台北市政府文化局

2004 『審古査蹟 一文化資産保存三十年論壇』 会議手冊

(kamizuru@pu-hiroshima.ac.jp)